

とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業
基本協定書（案）

令和 5（2023）年 10 月
栃木県

※本基本協定書（案）は、本事業における役割等を記載したものであり、事業予定者が提出した公募設置等計画書の内容及び本県と事業予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

—目 次—

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	1
第3条 (書類の適用関係)	2
第4条 (事業遂行の指針)	2
第5条 (事業区域、事業内容及び手続き等)	2
第6条 (代表法人及び構成法人の業務)	3
第7条 (事業期間)	3
第8条 (事業日程)	3
第9条 (乙の資金調達)	3
第10条 (認定公募設置等計画の変更)	3
第11条 (許認可及び届出等)	4
第12条 (各種調査)	4
第13条 (周辺の安全及び環境対策)	4
第14条 (関係事業者との連携)	5
第2章 公募対象公園施設の設置	5
第15条 (公募対象公園施設にかかる経費)	5
第16条 (公募対象公園施設にかかる財産権)	5
第17条 (設計)	5
第18条 (設計の変更)	5
第19条 (施工計画書等)	5
第20条 (工事責任者の設置)	6
第21条 (工事)	6
第22条 (保険)	6
第23条 (説明及び立会いの要求)	6
第24条 (乙による完成検査)	7
第25条 (甲による完了検査)	7
第26条 (甲による完了検査確認通知書の交付)	7
第27条 (工事期間の変更)	7
第28条 (工事の一時中止)	7
第29条 (工期の一時中止による費用等の負担)	7
第30条 (工事中に第三者に与えた損害)	7
第3章 特定公園施設の設計・建設	8
第31条 (設計)	8
第32条 (設計の変更)	8

第 33 条 (施工計画書等)	8
第 34 条 (工事責任者の設置)	8
第 35 条 (建設に係る許可)	9
第 36 条 (工事)	9
第 37 条 (保険)	9
第 38 条 (説明及び立会いの要求)	9
第 39 条 (乙による完成検査)	9
第 40 条 (甲による完了検査)	9
第 41 条 (甲による完了検査確認通知書の交付)	10
第 42 条 (工事期間の変更)	10
第 43 条 (工事の一時中止)	10
第 44 条 (工期の一時中止による費用等の負担)	10
第 45 条 (工事中に第三者に与えた損害)	10
 第 4 章 特定公園施設の引渡し	10
第 46 条 (所有権移転及び引渡し)	10
第 47 条 (契約不適合責任)	11
 第 5 章 公募対象公園施設の管理運営	11
第 48 条 (公募対象公園施設の管理許可等手続き)	11
第 49 条 (維持管理及び運営)	12
第 50 条 (許可の更新)	12
第 51 条 (許可の取消し)	12
 第 6 章 特定公園施設の管理運営	12
第 52 条 (特定公園施設の管理運営業務)	12
第 53 条 (維持管理及び運営)	13
 第 7 章 利便増進施設の設置及び管理運営	13
第 54 条 (利便増進施設の設置及び管理運営)	13
 第 8 章 認定計画提出者の責務と行為の制限等	13
第 55 条 (乙の遵守事項)	13
第 56 条 (管理運営等)	14
第 57 条 (行為の制限)	14
第 58 条 (私権の制限)	14
第 59 条 (第三者の使用)	14
第 60 条 (事業の調査等)	15
第 61 条 (委託の禁止等)	15
 第 9 章 事業実施にあたっての費用区分等	16
第 62 条 (資金調達及び事業実施に関する費用負担)	16
第 63 条 (損害賠償等)	16

第 64 条 (第三者に与えた損害)	16
第 65 条 (事業区域の使用)	16
第 10 章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	16
第 66 条 (事業の報告及び評価)	17
第 67 条 (事業内容の変更、一時中止等)	17
第 68 条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)	17
第 11 章 契約保証	17
第 69 条 (公募対象公園施設に係る保証金)	18
第 70 条 (特定公園施設に係る契約保証)	18
第 12 章 協定の解除等	19
第 71 条 (甲による協定の解除等)	19
第 72 条 (乙による協定解除)	20
第 73 条 (甲乙の合意による協定の解除等)	20
第 74 条 (協定の解除等の公表)	20
第 13 章 原状回復の義務	21
第 75 条 (原状回復の義務)	21
第 14 章 法令変更	21
第 76 条 (法令変更の通知)	21
第 77 条 (協議及び追加費用の負担)	22
第 78 条 (法令変更による基本協定の解除)	22
第 15 章 不可抗力	22
第 79 条 (不可抗力の通知)	22
第 80 条 (協議及び追加費用の負担)	22
第 81 条 (不可抗力への対応)	23
第 82 条 (不可抗力による本協定の解除)	23
第 16 章 補則	23
第 83 条 (届出義務)	23
第 84 条 (管轄裁判所)	23
第 85 条 (秘密保持)	23
第 86 条 (著作権の帰属)	24
第 87 条 (成果物の利用等)	24
第 88 条 (著作権の譲渡禁止)	25
第 89 条 (著作権の侵害防止)	25
第 90 条 (知的財産権)	25
第 91 条 (特許権等の使用)	25
第 92 条 (協定上の地位の譲渡)	26

第 93 条 （遅延損害金）	26
第 94 条 （協議）	26
第 95 条 （その他）	26

とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業 基本協定書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と、代表法人●●●●、構成法人●●●●、及び構成法人●●●●から構成される事業者グループ（以下「乙」という。）は、とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

第1条（目的）

本協定は、本事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定関係書類とは、本協定書、設置等指針及び公募設置等計画をいう。
- (2) 設置等指針とは、甲が本事業に関して令和 5 年 9 月 22 日付にて公表した公募設置等指針及び同指針に関する質問に対して甲がそのホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- (3) 公募設置等計画とは、乙が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号、以下「法」という。）第 5 条の 3 の規定及び設置等指針に基づき、甲に提出し法第 5 条の 5 の規定に基づき、甲が認定した公募設置等計画をいう。
- (4) 公募対象公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する休養施設、遊技施設及び便益施設並びに当該施設に付帯する設備、その他の施設をいう。
- (5) 特定公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき建設、譲渡、管理運営する公園施設をいう。
- (6) 利便増進施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する自転車駐車場をいう。
- (7) 設置許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内に公園施設を設置することを認め、与える許可をいう。
- (8) 管理許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内の公園施設を管理することを認め、与える許可をいう。
- (9) 設置管理許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、与える許可の総称をいう。
- (10) 占用許可とは、法第 6 条第 1 項に基づき乙が必要に応じて取得する占用許可をいう。
- (11) 特定公園施設整備・譲渡契約とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の整備及び譲渡に関する契約をいう。
- (12) 不可抗力とは、本協定の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、次の各号の一以上に該当する事象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（入札説明書等及び設計図書等において水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る）であり、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令変更等は不可抗力に含まれない。また、「新型コロナウイルス感染症」についても、その拡大等を原因とする本協定の締結時において通常予見可能な機器の納期遅延、材料確保困難からの工期遅延等は、不可抗力による事象に含まれないものとする。

- ア 異常気象（暴風、落雷、豪雨、豪雪、洪水、強風、台風、異常熱波又は異常寒波であつて、これらが事業対象地又はその周辺において通常又は定期的に発生するものより過酷なものであり、かつ、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
- イ 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避な自然災害であつて、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）
- ウ 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。）
- エ 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）

第3条（書類の適用関係）

協定関係書類において齟齬又は矛盾がある場合には、本協定書、設置等指針、公募設置等計画及び設計図書の順で優先的な効力を有する。但し、公募設置等計画及び設計図書の内容が設置等指針に定める水準を超える場合には、その限りにおいて公募設置等計画が設置等指針に優先する。

2 同順位の協定関係書類の各書類間で疑義が生じた事項については、甲が乙との間で協議して定める。

第4条（事業遂行の指針）

本事業は、法及び栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号、以下、「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、設置等指針を受けて、乙が提案した公募設置等計画に基づき、甲乙が相互に協力し、確実かつ円滑に推進するものとする。

第5条（事業区域、事業内容及び手続き等）

乙は、栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2273に位置するとちぎわんぱく公園において、公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び関係機関等との協議を経て内容を確定し、業務を行うものとする。なお、本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務
 - (2) 特定公園施設の設計、建設、譲渡及び管理運営業務
 - (3) 利便増進施設の設置業務及び管理運営業務
- 2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きその他本事業に必要な手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続き
公募対象公園施設の設置業務	公募対象公園施設事業計画書の承諾取得
	公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾取得
	公募対象公園施設の設置許可の取得
公募対象公園施設の管理運営業務	営業に必要な各種法令に基づく許認可等の取得
	公募対象公園施設管理運営計画書の承諾取得
特定公園施設の設計業務	—
特定公園施設の建設業務	特定公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾取得
	特定公園施設の工事期間中の設置許可又は占用許可の取得
特定公園施設の譲渡業務	特定公園施設の完了検査への合格
	特定公園施設の整備・譲渡契約の締結

特定公園施設の管理運営業務	特定公園施設の管理許可の取得
	特定公園施設管理運営計画書の承諾取得
利便増進施設の設置及び管理運営業務	利便増進施設の占用許可の取得
	利便増進施設管理運営計画書の承諾取得

第6条（代表法人及び構成法人の業務）

代表法人又は構成法人の事情に起因して前条第1項各号に規定する業務に債務不履行が生じた場合については、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 本事業において、代表法人又は構成法人が実施を担当する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務：○○○担当【担当する企業名を記載】
- (2) 特定公園施設の設計、建設、譲渡及び管理運営業務：○○○担当【担当する企業名を記載】
- (3) 利便増進施設の設置業務及び管理運営業務：○○○担当【担当する企業名を記載】

第7条（事業期間）

本協定の有効期間（以下、「事業期間」という。）は、令和●●年●月●日（本協定締結日）から第75条に規定する原状回復が完了するまでとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次の各号に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可又は管理許可が取り消された場合
- (2) 設置許可又は管理許可を更新しない場合
- (3) 本事業を途中で中止する場合

第8条（事業日程）

本事業は、次の日程に従って実施されるものとする。

- (1) 公募対象公園施設の供用開始予定日：令和●年●月●日
- (2) 特定公園施設譲渡予定日：令和●年●月●日
- (3) 特定公園施設供用開始予定日：令和●年●月●日
- (4) 利便増進施設の供用開始予定日：令和●年●月●日
- (5) 管理運営開始予定日：令和●年●月●日

第9条（乙の資金調達）

乙は、本協定において甲が負担すると規定されている費用を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

第10条（認定公募設置等計画の変更）

乙は、本事業の実施にあたり、公募設置等計画の変更を必要とする場合には、甲と協議の上、法第5条の6に基づき、甲に変更の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、設置等指針の内容に合致していると認められること、その他法第5条の6第2項第1号及び第2号の要件を満たす場合には、その認定をすることができる。

第11条（許認可及び届出等）

乙は、本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等を、自己の責任と費用負担において行うものとする。ただし、法令、協定関係書類により、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出等についてはこの限りではない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 甲は、乙から要請があり、必要と認めた場合には、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、甲から要請があり、必要と認めた場合には、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。
- 5 乙がなすべき許認可の取得や申請・届出の遅延等により、甲に追加的な費用が発生したときは、乙はその合理的な範囲の費用を負担するものとし、甲がなすべき許認可の取得や申請・届出の遅延等により、乙に追加的な費用が発生した時は、甲はその合理的な範囲の費用を負担するものとする。

第12条（各種調査）

乙は、本事業の実施にあたり、必要な測量、地質調査その他の調査を、自己の責任と費用負担において行うものとする。

- 2 乙は、前項の調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは、甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

第13条（周辺の安全及び環境対策）

乙は、本事業の実施にあたり、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、乙の責任及び費用負担において、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、臭気、交通渋滞、水質汚染、大気汚染、地盤沈下等（以下「環境問題」という。）の対策及び周辺の環境整備を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり乙の責めに帰すべき事由により前項の環境問題が生じた場合には、自らの責任及び費用負担で、これに対処し、解決しなければならない。なお、環境問題の原因者が明確に特定できない場合においても、乙は誠意を持って対応し、当該事態を解決できるよう協力するものとする。
- 3 乙は、前項の対処を実施する場合には、その実施方法等について甲と事前に協議するとともに、事後にその内容及び結果を甲に対し報告するものとする。
- 4 甲は、本事業の実施について甲の責に帰すべき事由により環境問題が生じた場合には、自らの責任及び費用負担で、これに対処しなければならない。
- 5 乙は、とちぎわんぱく公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力しなければならない。
- 6 本事業の実施中に災害又は事故等が発生した場合、乙の帰責事由の有無にかかわらず、乙は直ちに利用者の安全を確保するとともに、被害拡大の防止策を講じるなど、適切かつ迅速な対応を行うほか、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 7 甲は、災害又は事故等の緊急事態が発生した場合、これに対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 8 甲は、前項の場合、業務の停止を命じるか否かにかかわらず、当該緊急事態への対応について、乙に対し協力を要請できるものとし、乙は甲からの協力要請を受けたときは、これに協力するものとする。

第14条（関係事業者との連携）

乙は、本事業の円滑な推進を目的として、とちぎわんぱく公園の指定管理者及び近隣施設等関係事業者との調整を実施するものとする。

第2章 公募対象公園施設の設置

第15条（公募対象公園施設にかかる経費）

公募対象公園施設の設置業務に係る全ての費用及び手数料等の一切の経費は、乙が負担する。

第16条（公募対象公園施設にかかる財産権）

本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

第17条（設計）

乙は、令和●●年●月●日（本協定締結日）から速やかに設置等指針及び公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならぬ。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きに要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。
- 6 甲は、第2項に規定する承諾をしたこと、又は第5項に基づき報告を受けたことを理由として、公募対象公園施設の設計、建設の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではなく、乙の責任は、免除又は軽減されるものではない。

第18条（設計の変更）

甲は、第17条第2項の設計図書を確認し、設置等指針及び公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

- 2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を、逸失利益を除く合理的範囲で負担するものとする。

第19条（施工計画書等）

乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、第17条第2項に基づく甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の設置許可の取得等の必要な手続きを行わなければならない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の工事の着工前に施工計画書（工期、工事全体工程表及び各工程における

る施工方法についての計画を含む) を作成し、甲に提出するとともに、着工前及び着工後毎週木曜日までに、翌週の工事に関する週間工程表(以下「施工計画書等」という。)を作成し、甲に提出し、それぞれ甲の確認を得なければならない。

- 3 甲は、提出された施工計画書等について、必要と認める場合は、内容の変更を乙に対して求めることができ、乙はこれに従い、速やかに施工計画書等を変更して甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、施工計画書等について、乙が必要と認める場合は、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。
- 5 甲は、第2項の確認又は前項の承諾をしたことによって、公募対象公園施設の設計、建設の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではなく、乙の責任は、免除又は軽減されるものではない。

第20条（工事責任者の設置）

乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

- 2 前項の工事責任者は、第34条第1項に規定する工事責任者を兼ねることができる。

第21条（工事）

乙は、第17条第2項に規定する設計図書の承諾を得、第19条第1項に規定する公募対象公園施設の設置許可等を取得し、施工計画書等についての甲の確認を得た後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、第17条第2項に規定する設計図書及び施工計画書等に基づき、公募対象公園施設整備工事を行うものとする。
- 3 施工方法等、公募対象公園施設を完成させるため必要な一切の手段については、乙が自己の責任において計画しなければならず、必要な一切の費用は乙の負担とする。また、工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きも、乙の負担とする。

第22条（保険）

乙は、本事業の実施に関し、自己の費用において、別紙1に定める内容の第三者賠償責任保険及びその他の保険契約を損害保険会社と締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

第23条（説明及び立会いの要求）

甲は、公募対象施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない特段の事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

第24条（乙による完成検査）

乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、公募対象公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対し、公募対象公園施設の工事完了予定日までに、前項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

第25条（甲による完了検査）

甲は、工事完成後、前条第3項に規定する乙の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 前項の規定による完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。
乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了報告を受けた後、再度、完了検査を実施するものとする。

第26条（甲による完了検査確認通知書の交付）

甲は、前条による完了検査の結果、公募対象公園施設の施工状況が設計図書の内容に適合する場合には、完了検査確認通知書を乙に交付する。

- 2 甲は、前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として何ら責任を負うものではない。

第27条（工事期間の変更）

乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

第28条（工事の一時中止）

甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

第29条（工期の一時中止による費用等の負担）

前条による工事の一時中止がなされた場合において、公募対象公園施設の工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、その他、公募対象公園施設の工事の一時中止やその続行に起因して必要となった増加費用又は損害については、乙が負担する。但し、工事の一時中止が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が逸失利益を除く合理的範囲にて負担する。

第30条（工事中に第三者に与えた損害）

乙が、公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・建設

第31条（設計）

- 乙は、令和●●年●月●日（本協定締結日）から速やかに設置等指針及び公募設置等計画に基づき、特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。
- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならぬ。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
 - 4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、隨時、乙から報告を求めることができる。
 - 6 甲は、第2項に規定する承諾をしたこと、又は第5項に基づき報告を受けたことを理由として、特定公園施設の設計、建設の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではなく、乙の責任は、免除又は軽減されるものではない。

第32条（設計の変更）

甲は、第31条第2項の設計図書を確認し、設置等指針及び公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

- 2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

第33条（施工計画書等）

乙は、特定公園施設の整備工事の着工前に施工計画書（工期、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む）を作成し、甲に提出するとともに、着工前及び着工後毎週木曜日までに、翌週の工事に関する週間工程表（以下「施工計画書等」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、提出された施工計画書等について、必要と認める場合は、内容の変更を乙に対して求めることができ、乙はこれに従い、速やかに施工計画書等を変更して甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、施工計画書等について、乙が必要と認める場合は、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。

第34条（工事責任者の設置）

乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

2 前項の工事責任者は、第20条第1項に規定する工事責任者を兼ねることができる。

第35条（建設に係る許可）

乙は、特定公園施設の設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やかに特定公園施設の設置許可若しくは施工に伴う占用許可の取得等の必要な手続きを行わなければならない。

2 前項に基づく使用料若しくは占用料は、免除とする。

3 第1項による設置許可若しくは占用許可の期間は、特定公園施設の整備工事に要する合理的な期間とする。

第36条（工事）

乙は、第31条第2項に規定する設計図書の承諾後、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、第31条第2項に規定する設計図書及び施工計画書等に基づき、特定公園施設整備工事を行うものとする。

3 施工方法等、特定公園施設を完成させるため必要な一切の手段については、乙が自己の責任において計画しなければならない。

4 工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、甲がなすべきものを除き乙の負担とする。

第37条（保険）

乙は、本事業の実施に関し、自己の費用において、別紙2に定める内容の第三者賠償責任保険及びその他の保険契約を損害保険会社と締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

第38条（説明及び立会いの要求）

甲は、特定公園施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならぬ。

第39条（乙による完成検査）

乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、特定公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対し、特定公園施設の工事完了予定日までに、前項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

第40条（甲による完了検査）

甲は、工事完了後、前条第3項に規定する乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 前項の規定による完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了報告を受けた後、再度、完了検査を実施するものとする。

第41条（甲による完了検査確認通知書の交付）

甲は、前条による完了検査の結果、特定公園施設の建設状況が設計図書の内容に適合する場合には、完了検査確認通知書を乙に交付する。

2 甲は、前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として何ら責任を負うものではない。

第42条（工事期間の変更）

乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

第43条（工事の一時中止）

甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

第44条（工期の一時中止による費用等の負担）

甲は、前条による工事の一時中止により、特定公園施設の工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の特定公園施設の工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、その原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には乙が負担し、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は甲が逸失利益を除く合理的範囲にて負担し、法令変更に基づく場合は第77条第3項、不可抗力に基づく場合は第80条第3項の規定に従うものとする。

第45条（工事中に第三者に与えた損害）

乙が、特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

第4章 特定公園施設の引渡し

第46条（所有権移転及び引渡し）

乙は、第41条第1項に規定する完了検査確認通知書の交付を受けた後、甲に対し、特定公園施設

を譲渡するものとする。

- 2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設整備・譲渡契約を締結するものとする。
- 3 前項の特定公園施設整備・譲渡契約の内容は、公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議して別紙〇〇の「特定公園施設整備・譲渡契約書（案）」に基づき定めるものとする。

第47条（契約不適合責任）

甲は、特定公園施設が協定関係書類の水準に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその補修による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、特定公園施設に係る譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。但し、乙が当該契約不適合を知っていたとき、又は、当該契約不適合若しくは損害が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は特定公園施設等に係る譲渡を受けた日から10年以内とする。
- 3 甲が前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときには、契約不適合責任期間の内に当該請求したものとみなす。

第5章 公募対象公園施設の管理運営

第48条（公募対象公園施設の管理許可等手続き）

乙は、第26条に定める公募対象公園施設の完了検査確認通知書の交付を受けた後に、速やかに公募対象公園施設の管理運営を開始できる様に許可の取得等の必要な手続きを行わなければならない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の管理許可等の取得後、公募対象公園施設供用開始日の2週間前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

（1）運営計画

- ①運営方針
- ②運営形態
- ③安全対策（防火・防犯・防災など）
- ④環境対策（騒音・振動等の環境問題対策など）

（2）維持管理計画

- ①維持管理方針
- ②清掃など美観の維持
- ③建築物、設備等の保守、消防点検等
- ④巡視、点検
- ⑤警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応など）

（3）緊急時の体制及び対応

- （4）職員配置計画
- （5）収支計画

- (6) その他、良好な管理運営に関すること
 - (7) 事業内容の報告（設置管理許可の更新申請時のみ）
 - ① (1)～(6)に関する実施状況
 - ②資金調達計画の実施状況
 - ③事業計画の実施状況
- 3 公募対象公園施設の管理許可の期間は、許可の日から10年間とし、当該期間満了後、乙は、事業期間の終了に至るまでの間についての許可の更新の手続きをとるものとする。
- 4 乙は、公募設置等計画に基づき、公園使用料（以下、「使用料」という。）を甲に支払う。
- 5 乙は、前項に規定する使用料を甲が1年ごとに発行する納入通知書に基づき納付しなければならない。

第49条（維持管理及び運営）

乙は、公募対象公園施設の管理許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、関係法令等に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

第50条（許可の更新）

乙は、第48条第3項の規定に従い許可の更新手続きをする場合は、許可期間満了の1年前までに、書面により甲に対し通知するものとする。甲は、関係法令に抵触せず、かつ、第66条第3項に規定する事業評価等により、乙による公募対象公園施設の管理運営が本協定の趣旨に合致していると判断できることを条件として、許可の更新を認めるものとする。

- 2 乙は、関係法令等の変更により甲が許可の更新手続きをしない場合、又は第66条第3項に規定する事業評価等により支障があると判断して許可の更新手続きをしない場合において、甲に補償又は損害賠償等、一切の請求をすることはできない。

第51条（許可の取消し）

甲は、とちぎわんぱく公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合及びその他法に定める事由が生じた場合においては、法に定めるところに従い、公募対象公園施設の管理許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、本協定に定めるほか、法その他関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が、法その他関係法令又は許可条件に違反した場合は、法に定めるところに従い、公募対象公園施設の管理許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償又は損害賠償等は行わないものとする。

第6章 特定公園施設の管理運営

第52条（特定公園施設の管理運営業務）

乙は、特定公園施設の供用開始日から事業期間終了日までの間、協定関係書類に基づき、特定公園施設の管理運営業務を実施するものとする。

- 2 乙は、特定公園施設の供用開始日の2週間前までに、次の事項を記載した「特定公園施設管理運

「営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ①運営方針
- ②運営形態
- ③安全対策（防火・防犯・防災など）
- ④環境対策（騒音・振動対策など）

(2) 維持管理計画

- ①維持管理方針
 - ②清掃など美観の維持
 - ③建築物、設備等の保守、消防点検等
 - ④巡視、点検
 - ⑤警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応など）
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) 職員配置計画又は実施体制
- (5) その他、良好な管理運営に関すること

第53条（維持管理及び運営）

乙は、特定公園施設管理運営計画書、関係法令等に基づき、特定公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

第54条（利便増進施設の設置及び管理運営）

利便増進施設の設置及び管理運営は、第1条から第30条、第48条から第51条、第75条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置許可」及び「管理許可」を「占用許可」に、「設置許可申請書」及び「管理許可申請書」を「占用許可申請書」に、「使用料」を「占用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

第55条（乙の遵守事項）

乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

- 2 乙は、本協定、設置等指針、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、特定公園施設管理運営計画書、利便増進施設管理運営計画書、公募対象公園施設の設置許可及び管理許可に定める許可条件、関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な設置及び維持管理・運営を行わなければならない。
- 3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合は

この限りではない。

- 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

第56条（管理運営等）

乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理及び運営を行う。

- 2 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設が汚損又は破損した場合、乙は、その責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理及び運営について第三者等と協議調整等が必要になる場合は、乙が行うものとする。
- 4 乙は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるように十分に配慮するものとする。

第57条（行為の制限）

乙は、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設において、次に定める行為を行うこと又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途での勧誘活動及び普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する風俗営業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭等により著しく周辺環境に影響を与えることが予想される行為
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為
- (7) 公園内や周辺道路における通行利用者等の支障となる行為

第58条（私権の制限）

乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設の所有権を第三者に譲渡することはできない。

- 2 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設について抵当権その他権利を設定し、構成団体以外の第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他いかなる権利も主張できない。
- 4 乙は、事業区域の敷地を乙の構成団体以外の第三者に占有させ、又は甲の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

第59条（第三者の使用）

乙は、公募対象公園施設又は利便増進施設を第三者に賃貸する場合、契約内容について事前に甲

から確認を得た上、次の各号に掲げる事項について然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間の終期は、第7条に規定する事業期間満了日の●か月前以前とする。
 - (3) 賃借人に、本協定、公募対象公園施設及び利便増進施設の管理許可条件、関係法令等を遵守させる。
 - (4) 甲が公募対象公園施設又は利便増進施設の管理許可を取り消した場合、又は、国、地方公共団体若しくは公共的団体によって公用若しくは公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
 - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生じる権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
 - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
- 2 乙は、賃借人が第61条第4項第9号に該当する暴力団又は暴力団の構成員等であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

第60条（事業の調査等）

甲は、必要と認める場合、本事業の状況について乙に報告を求めることができるほか、甲の費用負担に基づき自ら調査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の報告又は調査により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

第61条（委託の禁止等）

- 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等の事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定に基づき委託を行う場合、当該委託先に、本協定、公募対象公園施設及び利便増進施設の管理許可条件、関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月栃木県制定）又は栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月栃木県制定）に基づく指名停止措置を受けている者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てをなし、又は破産手続開始の申立てを受けている者

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令、その他必要な措置についての命令を受けている者
- (7) 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という）の統制の下にある団体に該当する者
- (10) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- (11) 当該委託先の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者

第9章 事業実施にあたっての費用区分等

第62条（資金調達及び事業実施に関する費用負担）

本事業の実施に関し乙が必要とする資金調達はすべて乙の責任において行い、必要な費用等は、本協定及び特定公園施設整備・譲渡契約において甲が負担すると規定されている費用等を除き、すべて乙が負担する。

2 本事業に関する近隣住民等の反対運動、訴訟、要望、苦情等（以下、「反対運動等」という。）への対応に関する費用については、本事業の実施自体に対する反対運動等については甲の負担とし、それ以外の反対運動等については乙の負担とする。

3 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に営業補償及び休業補償等を請求することはできない。ただし、法令変更又は不可抗力に基づく場合の営業補償及び休業補償等については、第 14 章又は第 15 章の規定に従う。

第63条（損害賠償等）

甲が第 71 条第 1 項により本協定を解除した場合、又はその他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は、当該損害を賠償しなければならない。

第64条（第三者に与えた損害）

乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第65条（事業区域の使用）

乙は、事業区域に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、甲に対し、使用料の減免及び損害賠償等を請求することはできない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

第66条（事業の報告及び評価）

乙は、第48条第2項に規定した公募対象公園施設管理運営計画書、第52条第2項に規定した特定公園施設管運営計画書及び第54条に規定した利便増進施設管運営計画書を会計年度ごとに作成し、前年度の2月末日までに、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の各計画に基づき実施した維持管理・運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後40日以内に甲に提出し、評価を受けなければならぬ。事業報告書に記載する事項については、甲が乙と協議して決定する。

3 甲は、事業報告書に基づき、次の各号に掲げる事項について事業評価を行う。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に即した事業内容が展開されていたか。
- (2) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理・運営の不備により、第三者に危害ないしきは不利益を与えることがなかったか。
- (3) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の維持管理・運営が適切に行われていたか。

4 前項の事業評価の結果、前項各号に掲げる事項を満たしていないと判断された場合には、甲は、乙に対し是正措置を命じることができるものとし、乙は、甲が指定する期限までに是正措置を講じた上で甲に報告し、その確認を受けなければならない。甲は、確認の結果、なお前項各号に掲げる事項を満たしていないと判断する場合には、乙に対し再度の是正措置を命じることができるものとし、乙は、甲が指定する期限までに是正措置を講じた上で甲に報告し、その確認を受けなければならないものとし、それ以後の確認結果についての対応も同様とする。

第67条（事業内容の変更、一時中止等）

社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は一時中止する必要がある場合、乙は、相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。ただし、開業後の事業内容の変更は、原則、第50条の規定に基づく設置管理許可の更新時に行うものとする。

2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。

3 甲は、乙が、本協定、公募対象公園施設及び利便増進施設の管理許可条件、関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

第68条（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）

乙は、本事業の実施にあたり、暴力団又は暴力団の構成員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届け出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下、「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団の構成員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届け出を行うように指導しなければならない。

3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 契約保証

第69条（公募対象公園施設に係る保証金）

乙は、公募対象公園施設に係る保証金として、第48条第4項の使用料の24か月分に相当する額を、公募対象公園施設の設置許可を得るまでに、その発行する納入通知書により、納付しなければならない。ただし、保証金に代わる担保となると甲が認めた契約履行保証を付すときはこの限りではない。

- 2 甲は、第50条第1項による更新後の設置管理許可の期間が満了したとき、又は第71条から第73条の規定により本協定が解除されたときは、乙による第75条に基づく公募対象公園施設の撤去等を確認後、保証金を乙に返還する。
- 3 甲は、前項の規定により保証金を返還する場合において、乙が甲に対して次の債務を負っているときは、甲は保証金を当該債務の弁済に充当し、返還すべき保証金の額からこれを差し引いた額を乙に返還するものとする。
 - (1) 本協定から生じる乙の甲に対する未払使用料等の債務及びこれについての遅延損害金
 - (2) 事業期間が満了したとき又は本協定が解除、解約により終了したときにおいて、乙が第75条に基づく公募対象公園施設の原状回復を行わないため、甲が自ら公募対象公園施設の原状回復を行った場合の当該撤去等又は原状回復に要した一切の費用及びこれについての遅延損害金
 - (3) 前各号のほか、本協定上、乙が甲に対して負う一切の債務
- 4 乙は、前項の規定により、当該債務の弁済に充てる既納の保証金が当該債務の額に満たないときは、その不足額を甲に支払わなければならない。
- 5 保証金には利子を付さない。
- 6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第70条（特定公園施設に係る契約保証）

乙は、本協定の締結と同時に、特定公園施設及びこれに関連する一切の業務の履行に関し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号及び第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（ただし、額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額とする）
 - (3) 本協定による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証の提供
 - (4) 本協定による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本実施協定による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、特定公園施設の譲渡対価として乙が提案した額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の10分の1に相当する額とする。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 第2項に関し、特定公園施設建設・譲渡契約における譲渡対価の額について乙の提案金額から変更があった場合、又は特定公園施設建設・譲渡契約締結後、その譲渡対価の額が変更された場合には、変更後の特定公園施設譲渡価額の10分の1に達するまで、甲は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、乙は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は乙が負担するものとする。
- 5 第1項の規定に従い付された保証は、それぞれの保証期間の終了日以降、速やかに還付するものとする。なお、保証金には利子を付さない。

第12章 協定の解除等

第71条（甲による協定の解除等）

甲は、第66条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第7条の事業期間にかかるわらず、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、公募対象公園施設又は利便増進施設の設置管理許可条件、関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの警告等が発せられても改善が見られない場合（第66条第4項の再度の是正措置命令を受けてもなお同条第3項各号に掲げる事項が満たされない場合を含む）
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 乙又はその構成員が、暴力団又は暴力団の構成員等であることが判明した場合
 - (8) 乙又はその構成員が本事業に関し地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
 - (9) 乙又はその構成員が本事業に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令、その他必要な措置についての命令を受けた場合
 - (10) 乙又はその構成員がその設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入った場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に請求することはできない。
 - 3 第1項の規定に基づき本協定が解除された場合、乙は甲に対し、次の各号に掲げる違約金を支払うとともに、甲が被った損害がそれを超える場合には、当該超過額を支払うものとする。
 - (1) 特定公園施設の譲渡契約締結前に本協定が解除された場合、特定公園施設の譲渡対価として乙が提案した額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の10分の1に相当する額
 - (2) 特定公園施設の譲渡契約締結後、甲への譲渡・引渡し前に本協定が解除された場合、特定公園施設の譲渡契約に定められた譲渡対価の額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の10

分の 1 に相当する額

- (3) 特定公園施設の甲への譲渡・引渡し後に本協定が解除された場合、第 48 条第 4 項の使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む）の 24 か月分に相当する額
- 4 次の各号に掲げる者が本協定を解除した場合には、第 1 項により本協定が解除されたものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 2 号の再生債務者等

第72条（乙による協定解除）

乙は、甲が甲の責めに帰すべき事由により、本協定又は本協定に基づく重要な合意事項のいずれかに違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるとき、催告を行った上で、当該事由が解消されないときは、本協定を解除することができる。

- 2 甲は、前項により本協定が解除される場合で、特定公園施設の出来形が存在する場合、本協定解除後、建設中の特定公園施設の出来形を検査し、当該検査に合格した部分の所有権移転・引渡しを受けた上で、当該出来形に相応する対価を乙に支払うものとする。支払方法については、甲乙の協議の上、甲が決定するものとする。

第73条（甲乙の合意による協定の解除等）

乙は、経営状況など、乙の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と判断される場合には、甲に対して書面により 6 カ月後以降の日において本協定の解除を求める旨の申請を行うことができるものとする。この場合、甲乙は協議を行い、その結果甲が同意した場合には、甲乙は本協定を合意解除するものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求ることはできない。
- 3 本協定締結後、不可抗力により、公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要する場合、その他本協定の履行が不可能又は著しく困難となった場合には、甲乙は協議を行い、その合意により本協定を解除することができる。この場合においては、甲は、既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができるものとする。

第74条（協定の解除等の公表）

甲は、第 67 条第 3 項に基づき本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第 71 条第 1 項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

- 2 前項の場合において、第 71 条第 1 項第 7 号に該当するときは、その具体的な内容をあわせて公表するものとする。

第13章 原状回復の義務

第75条（原状回復の義務）

乙は、事業期間が満了する令和●年●月●日又は第7条第2項の規定により甲が乙に通知した事業期間の終了までに公募対象公園施設及び利便増進施設を撤去し、事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いの下で甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日の6か月前までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下、「新たな事業者」という。）と乙との間で、公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づく原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、原状回復工事についての設計時に甲が乙と協議して決定すること。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、甲の承諾を得ること。
 - (4) 乙は、前号における甲の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができ、原状回復工事の設計内容について、甲が、内容を満たしていないと判断した場合に乙に対し、設計内容の修正を求めることができること。
- 4 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行わない場合、甲は、乙の代わりに原状回復工事を行い、乙に当該費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに規定する期日の変更を必要とする場合、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設及び利便増進施設並びにそれらに関する権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、書面等により誠実に事業の引継ぎを行わなければならない。

第14章 法令変更

第76条（法令変更の通知）

乙は、本協定締結日後の法令変更により、協定関係書類に従って本事業を行うことができないと判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならず、乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。但し、甲及び乙は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

第77条（協議及び追加費用の負担）

甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本協定、設置等指針又は公簿設置等計画の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から120日以内に本協定、設置等指針又は公募設置等計画の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が当該法令変更に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。
- 3 法令の変更により生じた合理的な範囲の特定公園施設の設計、建設及び譲渡に関する増加費用又は損害については、当該増加費用又は損害が本事業に直接関係する法令変更又は新たな規制立法の成立に関する場合には甲が負担し、それ以外の法令変更については乙が負担する。但し、法令変更を伴わない本事業に関連する甲の政策変更により乙に生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、甲が負担する。
- 4 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象その他本事業に直接関連する税制上の措置の変更又は新設により生じた合理的な範囲の特定公園施設の設計、建設及び譲渡に関する増加費用又は損害については、甲が負担する。
- 5 前2項の規定以外、乙の逸失利益を含む増加費用及び損害については、乙がすべて負担する。

第78条（法令変更による基本協定の解除）

本協定の締結日後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 本協定の締結後の法令変更により、乙が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業の継続のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、第73条に基づいて本協定を解除することができる。

第15章 不可抗力

第79条（不可抗力の通知）

乙は、本協定締結日後に不可抗力により、協定関係書類に従って本事業を行うことができなくなった場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならず、乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。但し、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第80条（協議及び追加費用の負担）

甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定、設置等指針又は公簿設置等計画の変更について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本協定、設置等指針及び公募設

置等計画の変更についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、不可抗力により生じた増加費用又は損害については、公募対象公園施設及び利便送信施設に関して生じたものについては乙がすべて負担するものとし、特定公園施設に関して生じたものについては、特定公園施設の甲への譲渡・引渡しが完了するまでに生じたものについては乙が負担し、それ以降に生じたものについては甲が乙と協議して決定する。

第81条（不可抗力への対応）

不可抗力により本協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公園施設等への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応を行うものとする。

第82条（不可抗力による本協定の解除）

- 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 本協定の締結後の不可抗力により、乙が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業の継続のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、第73条に基づいて本協定を解除することができる。

第16章 補則

第83条（届出義務）

乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 代表法人及び構成法人の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号又は名称を変更した場合
- (2) 代表法人及び構成法人が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (3) 代表法人及び構成法人が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 本事業の実施にあたり、代表法人又は構成法人が、地震、火災、風水害、盜難その他の事由により損害を被った場合
- (5) 本事業の実施にあたり、代表法人又は構成法人の所有する公募対象公園施設又は利便増進施設が、滅失又は毀損した場合

第84条（管轄裁判所）

本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、宇都宮地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

第85条（秘密保持）

甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本事業につき守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に關し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに關し、法令に従うほか、甲の定める個人情報保護に関する諸規定を遵守するものとする。

第86条（著作権の帰属）

甲が、本事業の公募手続きにおいて及び本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。

第87条（成果物の利用等）

甲は、成果物（乙が本協定、設置等指針又は公募設置等計画に基づいて甲に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。

2 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が成果物及び特定公園施設（乙ないしは新たな事業者が公募対象公園施設及び利便増進施設を引き継ぐ場合はそれについても同じ。）を次の各号に定めるところにより利用することができるようにして、乙又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作権者の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 特定公園施設（乙ないしは新たな事業者が公募対象公園施設及び利便増進施設を引き継ぐ場合はそれらについても同じ。）の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をし、又はさせること。
 - (4) 特定公園施設（乙ないしは新たな事業者が公募対象公園施設及び利便増進施設を引き継ぐ場合はそれらについても同じ。）を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 特定公園施設（乙ないしは新たな事業者が公募対象公園施設及び利便増進施設を引き継ぐ場合はそれらについても同じ。）を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び特定公園施設（乙ないしは新たな事業者が公募対象公園施設及び利便増進施設を引き継ぐ場合はそれらについても同じ。）、その他公園施設の内容を公表すること。
 - (2) 特定公園施設に乙又は著作権者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第88条（著作権の譲渡禁止）

乙は、自ら又は著作者をして、成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならないものとする。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第89条（著作権の侵害防止）

乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者が受けた損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙が当該損害賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第90条（知的財産権）

乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって、乙が当該知的財産権の存在を過失なく知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第91条（特許権等の使用）

乙は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。但し、甲が指定した工事材料、施工方法等で、設置等指針に特許権等の対象であることが明記されておらず、乙が特許権等の対象であることを過失なく知らなかつた場合には、甲が責任を負担する。

第92条（協定上の地位の譲渡）

乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

第93条（遅延損害金）

甲及び乙が、本協定の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める率（法改正により率の変更があれば変更後の率による。）により計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

第94条（協議）

本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙の協議の上、双方が必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

第95条（その他）

本協定に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告及び契約終了告知ないし解除は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、甲及び乙は、かかる請求等の宛先を各自相手方に対して別途通知するものとする。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合には、承諾を得た事項については、書面の交付、送付に代えて電子情報を通知する（電子メール送付の）方法により行うことができるものとする。

- 2 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 本協定上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）が規定するところによるものとする。

[以下本頁余白]

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県知事 福田 富一

乙 ●●●●

代表企業

所在地 ●●●●

商号又は名称 ●●●●

代表者名 ●●●●

(グループで応募の場合)

構成企業

所在地 ●●●●

商号又は名称 ●●●●

代表者名 ●●●●

別紙1 本事業の実施に関し締結する保険【公募対象公園施設】

(第22条第1項関係)

※事業者提案に基づき記載する

乙は、以下の保険を、乙の費用負担において付保するものとする。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容等の詳細については、保険契約の締結前に甲との協議により決定するものとする。

1. 設計及び建設期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

ア	保険対象	
イ	保険金額	
ウ	その他	

(2) 事業者提案によるその他の保険

2. 維持管理・運営期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

ア	保険対象	
イ	保険金額	
ウ	その他	

(2) 事業者提案によるその他の保険

別紙2 本事業の実施に関し締結する保険【特定公園施設】

(第37条第1項関係)

※事業者提案に基づき記載する

乙は、以下の保険を、乙の費用負担において付保するものとする。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容等の詳細については、保険契約の締結前に甲との協議により決定するものとする。

1. 設計及び建設期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

ア	保険対象	
イ	保険金額	
ウ	その他	

(2) 事業者提案によるその他の保険

2. 維持管理・運営期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

ア	保険対象	
イ	保険金額	
ウ	その他	

(2) 事業者提案によるその他の保険